

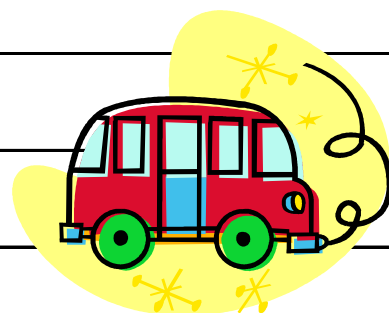
7、交通に関する制度

高速道路・有料道路	
内容	通常の半額の通行料金に割引されます。本人又は家族などが所有する車両1台を、事前に登録してください。ETC割引の利用もできます。
対象者	①身体障害者手帳をお持ちの方で、自ら運転される場合 ②第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方の移動のために介護者が運転する場合
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・ETCカード及び車載器管理番号の分かるもの ・車検証
窓口	住民福祉課 76-0503



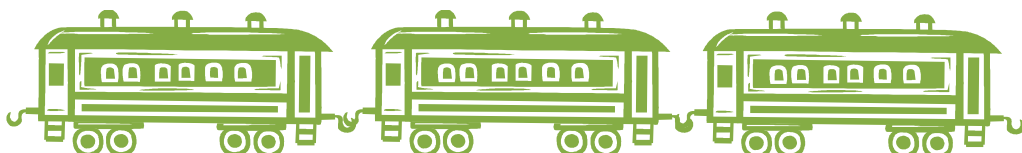
町営バス	
内容	通常の半額の運賃に割引されます。バスから降りる際に、運転手に障害者手帳を見せてください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その付き添いの方
窓口	総務課 76-0501

予約バス	
内容	予約すれば、自宅近くのバス停から予約バスに乗ることができます。(その都度、予約が必要です。) また、障害者手帳をお持ちの方は、通常の半額の運賃に割引されますので、予約バスから降りる際に、運転手に障害者手帳を見せてください。
対象者	予約バスの登録をしている方
手続き	予約バスの登録をしてください。
窓口	総務課 76-0501



移動支援	
内容	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出の支援をします。基本的に、利用にかかる経費の1割を負担していただきます。(ただし、所得に一定の負担上限額を設定。福祉サービス支給と同基準 →P79へ) ※町内には実施しているサービス事業所はありませんが、近隣の市町村にあるサービス事業所を利用することができます。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

運転免許取得費の助成	
内容	障がいのある方の就労などの社会参加や自立を支援するために、運転免許取得費用の一部を助成します。1人につき1回限りで、免許取得にかかった費用の2/3以内の額(ただし、10万円を限度とする)を助成します。
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、就労などのために自動車の運転免許を取得する方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・運転免許証 ・かかった費用の明らかになるもの(領収書など) ・助成費を振り込む金融機関の口座番号が分かるもの(通帳など) ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503



7、交通に関する制度

自動車改造費の助成	
概要	障がいのある方の就労などの社会参加や自立の支援のために、自動車改造費の一部を助成します。操行装置及び駆動装置などの改造にかかる費用で10万円を限度とします。改造前に申請していただく必要がありますので、事前にご相談ください。
対象者	以下の5つ全てに該当する方 ①町内にお住まいの方 ②身体障害者手帳をお持ちの方 ③「免許の条件」が記入された運転免許証をお持ちの方 ④就労などのために、自ら所有し運転する車の、操行装置及び駆動装置などの一部に改造が必要な方 ⑤前年の課税所得が一定額を超えない方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・運転免許証 ・改造施行業者の見積書 ・仕様書(カタログ) ・認印 ※必ず助成決定後に、改造してください。決定前に改造されますと、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
窓口	住民福祉課 76-0503



駐車禁止の除外	
概要	身体等の障がいにより歩行が困難な方が、日常生活の移動をしやすいするために、駐車禁止規制の適用を除外するものです。
対象者	県公安委員会から駐車禁止除外指定者標章の交付を受けられる者
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳 ・認印
窓口	設楽警察署 0536-62-0110